

平成25年度第3回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成26年2月20日（木）午後1時30分から午後3時10分まで

2 場 所

天草地域振興局1階第1小会議室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

井上委員、大坪委員、高野委員、中村委員、逸見委員、三角委員、皆川委員、村上委員、山本委員（15人中9人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

上村課長補佐、橋本課長補佐、守江主任主事、小林主任技師

(3) 事業者等

8人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者1社（KKT）

4 議 題

有限会社天草産業廃棄物処理工業 産業廃棄物安定型最終処分場の拡張に伴う環境影響評価準備書について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要の説明、熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、事業者等（有限会社天草産業廃棄物処理工業及び委託先である（一財）九州環境管理協会）から、準備書についての説明が行われた。主な質疑等については以下のとおり。

委 員

どなたか今の説明内容に関して質問はないか。

では私からいいか。一点は、供用時の考え方だが、今も当然廃棄物を入れているわけで、その場合、車両台数が現状より供用時が増えているというのはどのような計算か。現状は全然廃棄物が入って

いないという前提からどれくらい増えるかということか、それとも現在の廃棄物の搬入と比べ増えるからという考えか。騒音などは増えている。供用時の騒音を見ると今より増えているのかなぜか。

事業者

ここは、アセスの中で環境へ安全側ということで、現状に更に交通車両が増加するというを入れて、現状より交通量が工事中は1日8台、供用時は1日5台増えるという前提を作り、そのように定義し計算している。

委員

工事中は当然だが、工事が終わって実際使い始める供用時も増えるという前提か。

事業者

増えるという前提で、そのような状況において、影響はどれくらいかをみている。

委員

実際には現状と同じようなゴミが入るのだから増えない可能性の方が強いということか。

事業者

そうである。

委員

わかった。

あと1点だが、p6.7-20の予測結果のところ「拡張区域には建設残土が埋め立てられており」と記載されているが、これはどのようなことか。今から工事するところに既に建設残土が入っているということか。

事業者

建設残土は廃棄物という位置づけではないので、特に置くことに関して問題はないという認識。

委員

建設残土は廃棄物ではないので捨てていいのかもしれないが、方法書の時は恐らく聞いてなかったと思い、初めてこの話を聞いたので、どうしてこのようなものが既に入っているのか。

事業者

今現在処分場を運用しており、これはだいたい2年か3年後にはほぼ満杯になるため、その覆土用に使用することを考えている。

委員

それを拡張区域のところに置いているということか。

今からアセスにかかっている場所を拡張する計画だが、既にそこ

に建設残土が捨てられているということがよく理解できない。

事業者

建設残土は捨ててあるのではなくて、もともとある場所。

委員

既にかなり昔に建設残土が拡張区域に埋め立てられているということか。この文書の意味が分からない。

事業者

元々この処分場を始めるときに、当然ここの土地も既を取得はしていたため、ここに土を置いていたということ。ここの青い範囲が今現在処分場として影響を受けていることで、ここより先はゴミと言われるものは置いていない。ただ単に建設残土と言うか、土を置いていたということ。

委員

廃棄物というわけではなくて、今後使う予定のあるものを置いているということか。それはかなり前に置いているのか。

事業者

元々はここの範囲の中で埋立に使うということで確保したと思うが、ここは拡張するという前提ではなかったため、当初からここに土を置いていたと考えられる。

委員

今日見た場所で、木が生えていたところか。

事業者

木が生えていたのは斜面沿いで、残土置場は平で草が生えている部分だけになるので、斜面には埋めているということはない。

委員

いずれにしても、そこに生えている杉、ヒノキを伐採して、かなり下まで掘削し、そこに廃棄物が入るのだろう。だからそこも当然合わせて施工しないとできないのだろう。

この文書の意味が全然分からないので、誤解を招くと思う。アセスにかかっているのに、既にゴミが捨てられているのかと捉えかねないので、そこは詳しく説明して欲しい。

他にあるか。

委員

スライド p39 でナギランの移植だが、周辺部に何箇所か生息しているが、4株の移植ということで、具体的にどのような移植を考えているのか。近いところがいいのか、似たような環境がいいのか、そのへんの移植される方策はどのように考えているのか。

事業者 事業区域外で確認されているのは別冊資料の p6. 10-32 にナギランの確認地点として整理しているが、できれば移植先として現在生息しているところに持っていきたいが、ただここは（有）天草産廃の土地ではないので、移植した後のモニタリング等が難しいことを考えると、（有）天草産廃の土地で南側を検討しているところ。

委員 分散して移植するという事ではないのか。

事業者 株数が4株ということで少ないので、分散を図る方がいいのか、密集させる方がいいのかは判断が難しい。株数が多ければ分散させて少し様子を見るという方法はある。

委員 コギシギシ、カワヂシャもそうだが、資料見る限り議論できるような詳しい状況が書いていない。この植物は1年草なのか、多年草なのか、1年草なら移植しても意味がないのではないか。そのような情報がまったく書いていないので、少し説明してもらえないか。今日は植物の委員が来ていないので。

事業者 移植対象のナギランは多年草。他の2種は1年草。

委員 簡単に言うと、1年草だから移植しても意味がないので、移植はしないということか。あとは、残土で入ったからということもあると思うが。そのような情報も書いてもらわないと議論が進まない。これに関しては、ナギランは多年草で、茎で増える可能性が強いと思うので移植しても意味があるが、あと2種は1年草だから意味がないので移植しないというが、移植しない場合、来年ここに生えてくるかどうかという問題もあるが、実際に埋め立てるときに、目の前にあつたら上から土砂をかけるのかという問題もある。その場合は、標本にする等を決めておかないと、貴重種が目の前にあるのに廃棄物を捨てるのは少しまずいと思うので、方針だけは決めておいた方がいい。1年草であれば標本にしてもいいと思う。ナギランに関しては、もう少し検討してもらって、実際どういう可能性があるのか、事後調査もモニタリングをやるようになっていっているので詳しく調べてもらって、植物の委員もランは専門ではないので他の方がいいかもしれないが、ヒアリングしてください。

他にあるか。

委員 水質で、今日は多分処理場から鉄分を含んだ赤い水を含んだ水が

出ており、電気伝導度が高いと思うが、それが効いているということか。準備書を読んでも、高いとは書いてあるが、どのような理由で高いか言及されていなかったことと、地下水の流れを見る時にヘキサダイアグラムを使っているが、それについてもどこから流れているという系統を水質から仕分けてある。ここに書かれているのは、形状が異なっているから、処分場の影響を受けていて、ここは処分場の拡張による隣接流域の影響はないとか書かれており、水位の影響と水質を切り離して考えたほうが良いという感じがある。水位だけでなく水質もヘキサダイアグラムに出ており、こういうデータが出てきたという結果に加え、その要因を少し考えておかないとこれから廃棄物が増えて、溶出物が増える可能性があると思うので、そのへんは影響評価という面で予測をしておかないといけないのではないか。

また、スライドの p27 だが、地下水位が結構ギリギリだが、「地下水面を切断することはないと考えられる」と書いてあるが、例えばそこがないと考えられているがギリギリのところであるため、もしそうなったらどう対処するのかというのがあってはならないか。

最後に一点だが、種子の吹き付け工を切土の後にやられると思うが、できればその時の吹きつけの材料とか、例えば在来種を混合されたものを使うなどの配慮を行う等が必要なのではないか。

なお、準絶滅危惧種の「準」が「純」になっているところが何箇所か間違っているので訂正して欲しい。

委員

少なくとも p6. 9-55~56 の 2 箇所は間違っている。
今の地下水面の切断に関してはどうか。

事業者

地下水が接するかどうかは微妙なところだが、御指摘の地点は先ほど話が出た残土を掘り起こすところになる。真っ先にそこを掘り起こすため、その時に水が染み出してくる恐れがあるが、地下水は一般的に地形に沿った形で出てくる。元々谷のところに残土が置かれているということから、水位としては接触するかもしれないが、不確定なところはある。先ほど言ったように、残土をまず掘り起こし、すぐゴミが入ってくるが、そのゴミというのは廃プラスチック、主にペットボトルを潰したやつ等でまた布とかであるため、決して堰き止めたりするようなものではない。そのため、廃棄物が接触したとしてもそこで水位の流れを阻害するといったことはほとんどないと思う。

実際ヘキサダイアグラムが、なぜこの形状をしているのかという

要因は把握できていないということがある。ただし、鉄分が出ているということで、赤い水があるが、鉄に関する放流水の基準がないというところも原因としてあり、実際よく調べていないという一面もある。その他の一般的に健康を害すると言われていた鉛等の有害物質と言われるものは調査しており、定量下限値未満ということで、実際水質としては問題となる値は出ていない。

委員

ただ、例えば地域の住民がそこを見たときに、不安はないと思うが、何となく不安というか、対策というか、景観と言えはもう少し広い定義になるが、見た目とか、場所の影響になると思う。それを見たときに、それを軽減する対策等、沈砂地みたいなのが少し下流の方にあるが、その下は多分全部沈砂池で沈降して赤くはなかったもので、その区間が短くなれば、大した距離ではないので、そういうのがあるのかと考える。

事業者

確かに赤い水は見た目が赤っぽい感じで、地域の方から問題があるのではないと言われる可能性はある。

鉄だけ見れば、少し低減させようとするれば、もう少し空気と接触させる曝気という方法もあるが、現状ではそこまでの検討はしておらず、一応定期の調査で問題はないという状態になっているので、そこまでの配慮は考えていない。

委員

鉄分が高いというのは廃棄物の影響だと言い切れるのか。周辺部分はどうか。赤くなる水は山を歩いていると出ているところもあるので、単に山の土質の影響かもしれないため、その辺も調べて、他のところでも処分場から近いところでは不安であるかもしれないが、他のところにもあるのであれば、皆さん不安はないのでないか。

事業者

沢とか水が滞留しているところであれば、見られるところもあり、それは確かに処分場の周辺に何箇所か見られるところもある。

委員

そのような廃棄物がなくてもそのような水だと分かっていたら、説明しやすいのではないか。

事業者

現実として、放流口の上流側に処分場があって、処分場の中に鉄くずとかが埋まっており、鉄くずの影響なのか、元々の山の水のためなのかを区別するのは難しいと考える。

委員 あと水の流れをトレーサーみたいなもので、有害ではないようなもので、赤く染めた水を流すと下流に出てくるなど。ヘキサダイアグラムだけでなく、そのような方法も分かればいいのだが。短い距離のため、すぐ出てくるかもしれないが。

事業者 処分場の経路が単一ということではないので、色んな土や元々埋め立てている廃棄物もあり、色が出てくるのかどうかも分からない。まず、調査をした時にこちらから言ったような経路があるのではないのかと思われ、その末端にある水路の形状も違い、大きさが違えば入っている廃棄物の量も違い、やはりこの処分場とは別の流域でないかということヘキサダイアグラムの調査で目的は達することはできるのかはないかと考える。

委員 他にないか。

委員 p6.6-7に農業用水の調査をしていただきありがたい。その中で電気伝導度のところだが、農業用水基準を $3\text{mS}/\text{m}$ とされているが、これは $30\text{mS}/\text{m}$ ではないか。

そうした場合、次のページだが、電気伝導度のところだが、放流地点と調整池地点は 100 と高いのだが、埋立地上流地点とか流入水路地点は 30 以下で低い。埋立地より上流の電気伝導度は低くて、下流部分は放流地点より低いが高くなっている。このことは、電気伝導度について放流の影響があると見ていいのか。

これは農業用水基準のため、あくまで農業用水として使用した場合の判断となるが。

事業者 農業用水基準の電気伝導度は $30\text{mS}/\text{m}$ が正しい。放流地点、調整池地点は水量との関係もあり、一概にこの水が電気伝導度に影響しているとは言えないのではないか。電気伝導度は複雑な要素で数字が変わってくるため、この電気伝導度という代表的な指標だけで、言いにくいところはある。

委員 一応、農業用水としては使って欲しくないという値であり、農業用水として使用されることがないように願います。

委員 よろしいか。
他にないか。

委員 p6.9-26 にフクロウの2つがいがあると記載されているが、調査では鳴き声で3個体しか確認されていないため、2つがいと判断された理由は何か。

事業者 繁殖時期前の鳴き声が2方向であったことから、その2方向にはつがいがあるのではないかと推測した。

委員 姿を確認したということではないのか。

事業者 そうではない。

委員 そう考えると少し難しい。つがいと言い切れる根拠はないのではないか。
どうぞ。

委員 スライドのp43に典型性で「シイ・カシ萌芽林」ということで上げていただいているが、特に事業エリアのほぼ動物の生息環境として維持されると書いてあるが、今日案内していただいた事業区域の分水例に近いところの山の神付近のシイ等は大きく、萌芽林というよりむしろ自然に近い状態が維持されているため、先ほどの説明では敷地にかかりそうということで、削られる可能性を言っていたが、あそこに奉られているということは以前から大事にされてきたエリアだと考えられ、可能であれば残るといいと感じながら見ていたところ。

委員 どこまでが敷地に入るかはよくわからなかった。

事業者 あそこはかからない。本日尾根を歩いていったが、木が倒れていたところまでが敷地である。

委員 このような場所を群集として考える場合、生態系では萌芽林という記載になるのか。

事業者 これは、植生の用語という形にもなっているが、定義されて使っているというのが正直なところ。

委員 もっと大きくなると萌芽林という感じもするが、どこまでが萌芽林ということになるのか。

事業者 一度切ったりした等、人の手が何がしか入ったところに後から生えてきたところを言っている。

委員 わかりました。
他にあるか。

委員 確認だが景観のところ、スライドだと p46 だが、ここは日常的な景観の部分で、法面が露出されるため、緑化されるという方針として書かれているが、「樹林地と連続性が図れ」というのは、具体的には視覚的に法面を草本で緑化するのか、樹林で樹木として連続性なのか、どちらなのか。

事業者 今スライドで示している分については、見た目の話になっている。そのため草本類等を考えている。

委員 面的な、視覚的、色的な連続性ということか。

事業者 一方で、南側の調整池の方から見たときに法面が見えることになる。これは準備書の p6. 12-14 に今の法面がある。元々日常的な景観をやるのは方法書の時に先生の方からやっぱりここはまずは見た目の問題としてやるべき、また、周辺に樹林地があるため、連続性を図るべきという意見があったため、こちらの方については草本類ではできないかなというものはある。一方ここは土堰堤になるため、廃棄物を埋め立てるという構造上、どうしても安全性の面を重要視しなければならないので、ここは検討段階であるもの。現状では、低木もわずかに生育している。

委員 ただ、生えない理由はないだろう。放置していたらいずれ生えるのではないか。時間がかかっても。

委員 以前から色々なところで、堰堤なり斜面の緑化については草本で吹き付けており、今の安全性の面から言うか悩んだが、もっと積極的な再生というか、例えば植生調査されているがその先駆的な群落の種子を入れていくなどでは安全性の面から難しいのか。

事業者 法面の緑化に関しては先ほど在来種に関する意見もあったことから、施工者と相談しながら、例えば表土を活用する等具体的な手法は詰めさせていただきたい。

委員 よろしいか。多分竹が入ってくると弱くなるので、竹が入らないようにしないと土砂崩れしやすくなる。
どうぞ。

委員 今回の法面の緑化は良いことだと思うが、今 B 地点で木柵があったが、普通の乗用車では見えない高さで造ってあると思うが、供用後では柵を超えて見えることになるため、B 地点が一番近くなるため、柵を高くする等の対策も考えられるのではないか。

事業者 柵の高さについては、廃棄物処理法で基準があり、それを守るのが前提であり、今現在が基準の高さで作っているため、目隠しとも言われかねないのでそれ以上高くというのはできないため、景観の問題は先ほどのとおり緑化で対策を講じたい。

委員 それがいいと思われる。
他にあるか。

委員 景観等視覚的な面での記述は見られるが、触れ合い活動の場としての記述が見られず、実際住宅地があり、近くの森林の中にほこらのようなところがあり、地域の人たちの活動の場になっていることも考えられることから、それらの記述はないのか。

事業者 最初方法書の作成段階で人の触れ合い活動の場がないか周辺を見て回ったが、結論としてはあまり人が来るような場所ではないという認識である。そのため、今回の事業によって、人触れの場が変わることもなく、また、アクセス性が変わることもないため、今回項目として選定していない。

委員 一番近い家では C 地点付近に住居があった。

事業者 C 地点は去年くらいにできており、これはアクセスをやっていく中でどのように評価するのか難しいところで、調査が終わった後に家ができています。

委員 林道は人が使用していないということだが、ある程度人の利用がある気がする。人触れは文献、ヒアリング調査で分かるものであり、また、景観に関しての記述はあるが、動植物・大気環境・水環境等でも触れ合いの資源性の重要な要素も変わってくると思うので、そ

れも踏まえた記述にすべきではないか。人の利用がないという根拠がいまいち見えなかった。

事業者

方法書の際でも議論はあったが、既存資料として近隣に埋蔵文化財があるというのは分かっているが、その関連性を調べてみたが、調べた限りでは林道の情報はなかった。

下の方で田んぼをされている方はいたが、林道に落ちている落ち葉の状況等から利用されている状況にないと考えられる。

また、この地域の特徴として市道がなく南と北が繋がっていなかったため、北側に住まわれている方は南側に処分場があるという認識もあまり多くはない。

記述については、そのような点も記載したい。

委員

また、p6.12-6 にレクとあるが、レクリエーションとは具体的にどのようなものがあるのか。

事業者

この場所は頂上という場所から、基本的には登山としての利用、眺望点としての利用が考えられている。

委員

周りはどの程度見えているのか。

事業者

次のページに写真を載せているが、周りが樹木であるため、周辺を視認することはできない。

委員

よろしいか。
他にあるか。

委員

環境アセスでは直接項目ないかもしれないが、これまで20年近く営業されているが、大水等で法面が崩れるような事例というものはあるのか。

事業者

堰堤の崩壊というのは1回もない。

委員

更に高くなるため、心配な部分である。

事業者

ここで営業を始めたのが昭和61年からである。今まで8段の堰堤を築いてやってきているが、崩壊はない。また、亀裂も確認されていない。

委員 今後どのように法面を保持するのか、できるだけ崩れないように植生等も含めて考えていただきたい。

事業者 現在 8 段目の高さで現状の堰堤は終了する。そこから約 30 m 後退させた形で積み上げていく計画。確かにこのまま行けば安全性の面で不安があるかもしれないが、約 30 m 後退させ、また、新たな堰堤については安定計算をしており、地震が起きても支障はないと考えている。

委員 そこに降った雨はどうするのか。水路か何か造るのか。全部浸み込ませるのか。

事業者 法面の法際に水路を設け、そこで受けきれぬ分は受けて、周縁を通して縦口に入れる。他に降った雨は直接処分場の中に浸み込んでいく形になる。集排水管は魚の骨上に敷設され、どこまできているのか昔の情報で不明だが、そこに水が流れ込んでいく形となる。

委員 現地はでこぼこで、吸い込みやすい状況であるため、ほとんど雨は透過すると考えられるので、それが法面を崩す可能性があり、表面を流れてどうこうというより、結構浸み込んだ雨が大量だと心配ではある。

他にあるか。

委員 本日の通ってきた道路の途中にゴミ収集車が 3～4 台止まっていたと思うが、あれは何か。

事業者 市道を挟んだ反対側は、別の会社の車庫となっている。本社とは関係がない。

委員 そのゴミは当然この処分場のゴミとは関係ないのか。

事業者 各事業所から出る事業系一般廃棄物であり、集めたゴミは最後広域のゴミ処理場に持っていかれている。天草市の方の施設。

委員 焼却場の方か。

事業者 そうである。

委員 | 他に意見はないか。
意見がなければ終了する。

※配付資料

- ①会議次第
- ②パワーポイント説明資料
- ③今回のアセス案件に係る意見照会
- ④熊本県環境影響評価審査会の日程調整について（照会）